

高病原性鳥インフルエンザを 発生させないために！

～ 防疫体制の強化について ～

岡山県農林水産部畜産課 衛生環境班

はじめに

高病原性鳥インフルエンザ（HPA I）については、平成20年4月に韓国で発生し、その後国内でもオオハクチョウからウイルスが分離されるなど、予断を許さない状況となっております。

このような状況を踏まえ、全国的にHPA I防疫対策の強化を図り、発生予防を防ごうとする体制作りに取り組んでいます。（概要は表1参照）

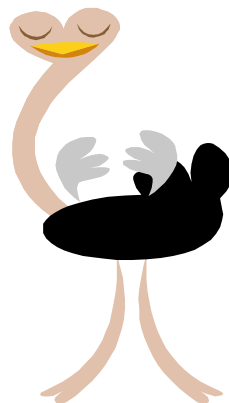
対策強化

今回は、特に防疫対策が強化された事項について紹介しましょう。

1. 対象家畜の追加

対象家畜にきじ、だちょう及びほろほろ鳥が追加されます。

★根拠；これらの家畜にひとたび発生すれば、基幹家畜（主として鶏）に甚大な被害を及ぼしかねないと判断されました。



2. モニタリングの強化

（1）毎月のモニタリング（定点モニタリング）農場の拡大

各家畜保健衛生所（以下「家保」）毎に1農場から3農場に拡大します。

★根拠；モニタリング方法として、①地域的に偏らない、②付近にカモの飛来地等があるなど、飼養状況を勘案して、発生予察の対象を拡大します。

（2）年1回のモニタリング（強化モニタリング）の変更

対象を100羽以上飼養する農場に拡大し、それをグループ分け（100羽～1,000羽未満、1,000羽以上～10,000羽未満、10,000羽以上）し、また対象も採卵鶏農場以外も含めた家さん飼養農場とします。

★根拠；死亡羽数の報告徴求や定点モニタリングを補足し、症状の現れにくい低病原性HPA Iの発生予防を行うために行います。

3. 報告徴求の見直し

養鶏農場では100羽以上（だちょうでは10羽以上）の飼養農場から死亡羽数の報告を徴求します。

ただし、岡山県では従来から飼養羽数に関わらず、生産物を出荷している農場から報告を求めており、体制は変わりません。

★根拠；近年、国内での野鳥の感染等を踏まえ、野鳥からの感染リスクがより高い小規模農場を含め、HPA Iの早期発見、早期通報の危機管理体制を強化するために対象を拡大します。

おわりに

渡り鳥の飛来しているこの時期、養鶏農場の皆様にとっては気の休まらない毎日が続いていますが・・・。

農場の皆様、農場の衛生対策は万全でしょうか？防鳥ネットの破損部分は補修できていますか？ウイルスを

持ち込まないように、踏み込み消毒、車両消毒等実施していますか？

【発生予防＝農場でできる衛生対策はしておく】ことが「防疫体制の強化」につながる重要なポイントであることを認識していただき、長いつらいこの時期を無事に乗り切りましょう！



表1 防疫対策の強化としての法令等の改正

対象法令等		現 行	改 正 後
家畜伝染病予防法施行令 高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等	対象家畜	鶏、あひる、うずら、七面鳥	きじ、だちょう及びぼろぼろ鳥を追加
	対象家畜	同上	同上
	モニタリング	①毎月のモニタリング； 各家保1農場 ②年1回のモニタリング； 1,000羽以上の採卵鶏農場全戸	①毎月のモニタリング(定点モニタリング)； 各家保3農場 ②年1回のモニタリング(強化モニタリング)； 100羽以上の家きん飼養農場をグループ分けし、抽出検査(27戸)
	報告徴求	1,000羽以上の家きん飼養農場 ※ただし、岡山県は生産物を出荷している全農場から徴求している。	100羽以上の家きん飼養農場に拡大
	清浄性確認検査開始	概ね防疫措置完了後10日後	発生状況検査終了後10日以上経過し、防疫措置完了以降の時点
	搬出制限区域	原則として移動制限区域以外の区域～当初移動制限として設定した区域	清浄性確認検査が陰性の場合、半径5kmまで縮小可能
	自家用家きん飼養農場での発生(新規に追加)	記載なし	①移動制限区域を5kmとすること可能 ②搬出制限区域を1kmまで縮小可能